

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）における事務処理について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会における事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会に、事務責任者を置く。

- 2 事務責任者は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）第5条第1項の文書管理責任者及び飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程（以下「財務規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(決裁の順序)

第4条 決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分に係る文書取扱規程第5条第1項に規定する文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の財務規程第8条第1項に規定する経理責任者、第3条第1項に規定する事務責任者、事務局長、副会長、会長の順とする。

(専決)

第5条 決裁は、会長が別に定めるところにより、副会長、事務局長その他の者の専決処理にすることができる。

(代決)

第6条 副会長は、会長が不在で、かつ、特に必要と認められる場合には、代決をすることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会における事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。